

6. 年金・手当等

■障害年金

1. 障害基礎年金（国民年金） 窓口 本庁保険年金課 国民年金係（20～21番窓口）
TEL 40-7275 FAX 40-7390（国民年金係宛）

受給条件	国民年金に加入中に病気やけがで障がい者となったときや60歳以上65歳未満の間に障がい者になったときは、初めて医者にかかった日（初診日）の前日において、次のいずれかの要件を満たしたときに支給されます。 (1) 初診日の属する月の前々月において保険料納付済期間（免除期間を含む）が加入期間の2/3以上あること。 (2) 初診日の属する月の前々月においての1年間は保険料未納期間がないこと。 （この受給要件は平成38年3月31日までです。） ※20歳前に初診日がある場合には、20歳の誕生日（障害認定日が20歳以後のときには障害認定日）の翌月から障害基礎年金が支給されます。
障がいの認定	障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日、または、1年6ヶ月を経過しなくても症状が固定した日）において、障がいの程度が政令で定められた障がい等級（1級・2級）によって障がいの状態に該当したと認定されたとき支給されます。 （※身体障害者手帳の等級とは異なります。）
支給限度	所得制限なし。ただし、20歳未満の初診日による障害年金受給者は、本人の所得による制限があります。
年金額 ※平成30年度	1級障害 974,125円（年額） 2級障害 779,300円（年額）

2. 特別障害給付金 窓口 本庁保険年金課 国民年金係（20～21番窓口）
TEL 40-7275 FAX 40-7390（国民年金係宛）

受給条件	下記の方で、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在の障害基礎年金1・2級に該当する程度の障がいの状態にあるものとして認定された方に支給されます。 ① 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者。 ② 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
支給限度	・本人の所得により全額又は半額を制限される場合があります。 ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の支給は停止されます。
年金額 ※平成30年度	障害基礎年金1級に該当する方 51,400円（月額） 障害基礎年金2級に該当する方 41,120円（月額） ※給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。

3. 障害基礎年金以外の障害年金

種類	対象者	担当窓口	電話番号
障害厚生年金	厚生年金加入期間中に初診日がある方	日本年金機構 佐賀年金事務所	31-4191(代表)
障害共済年金	共済組合加入期間中に初診日がある方	各種共済組合	—

⑥

年金・手当等

※手当の認定基準（P79～80）は、身体障害者手帳の認定基準とは異なります。

■障害児福祉手当・特別障害者手当

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

1. 対象者・支給額

種類	対象者	支給額 (H30.4.1現在)
障害児福祉手当	重度の障がいをもつ20歳未満の児童で、別表1（P79）に該当する児童	月額14,650円
特別障害者手当	重度の障がいをもつ20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 ○別表2（P79）の障がい2つ以上 ○別表2（P79）の障がい1つと次表（P80）の障がい2つ以上ある ○上記と同程度以上の方	月額26,940円

※ 手当の月額、物価変動等の要因により改定される場合があります。

2. 支給制限

○所得による制限（本人・配偶者・扶養義務者）

○施設入所による制限

○長期入院（3か月以上）による制限（特別障害者手当のみ）

3. 支給開始 申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

4. 支給方法 2月・5月・8月・11月に前月までの分を指定口座へ振込みます。

5. 申請に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 身体障害者手帳又は療育手帳
- (3) 預金通帳（本人名義）
- (4) 年金証書
- (5) 診断書（所定の様式） ※所得証明が必要な場合もあります。
- (6) 個人番号カード又は個人番号通知カード
(障害児福祉手当：対象児童・保護者、特別障害者手当：本人)

■特別児童扶養手当

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

1. 対象者

中度以上の障がいをもつ（日常生活に支障のある肢体・視力・聴力不自由、内部疾患、精神疾患等）20歳未満の児童を養育している方

2. 支給制限

○所得（本人・配偶者・扶養義務者）による制限

○施設入所（養育している児童）による制限

○障がいの状態について、手当の支給要件に該当するかの審査があります。

3. 支給額（H30.4.1現在）

○1級 月額 51,700円 ○2級 月額 34,430円

※ 手当の月額、物価変動等の要因により改定される場合があります。

4. 支給方法 4月・8月・11月に前月までの分を指定口座へ振込みます。（11月のみ当月までの分を振込みます）

■ひとり親家庭等の方が受給できる制度

窓口 こども家庭課 子育て給付係（54～57番窓口） TEL 40-7252 FAX 25-5440

児童扶養手当

(1) 対象者

父母の離婚や死亡等でひとり親になった児童を監護している父若しくは母又は父母にかわって児童を養育している方。通常は児童が18歳になって最初の3月末まで手当が支給されますが、心身に中度以上の障がい（国民年金法の障害等級1級程度）を有する児童は20歳未満まで支給され、また、ひとり親家庭でなくても父又は母が重度の障がい（国民年金法の障害等級1級程度）を有する場合、支給されることもあります。

(2) 支給の制限

児童の父又は母や同居親族の所得金額で支給が制限されることがあります。また、公的年金や遺族補償との併給制限により、手当よりも低額の公的年金等を受給する場合、その差額分の手当が支給されず。

○所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

※金額は年収ではなく控除後の所得額です。

※詳細はこども家庭課 子育て給付係へお問い合わせください。

(3) 支給額(平成30年4月分から)

区分	全部支給	一部支給
第1子	42,500円	42,490円～10,030円
第2子加算額	10,040円	10,030円～5,020円
第3子以降加算額	6,020円	6,010円～3,010円

※支給額は、所得額及び対象児童数により決定します。

⑥

年金・手当等

■心身障害児（者）扶養共済制度

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

心身障害児（者）の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度障がい者となった場合に、残された障がい者に対して終身一定額の年金が支給されます。

1. 心身障害児（者）の範囲

- 知的障がい児（者）
- 身体障がい児（者）…身体障害者手帳1～3級
- 精神又は身体に永続する障がいを有し、上記と同程度の障がいと認められる方（要診断書）

2. 加入資格（加入できる保護者）

心身障害児（者）を扶養している保護者（父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母その他親族等）であつて、次のすべての要件を満たしているもの。

- (1) 住所が県内にあること
- (2) 年齢が65歳未満であること
- (3) 特別な疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

3. 保険料（掛金）及び年金額

○新規加入者掛金（月額）

※心身障害児（者）一人につき2口まで加入できます。

加入時の年齢区分	掛金額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳未満の方	17,300円
50歳以上55歳未満の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳未満の方	23,300円

○年金額

- (1) 1口かけた場合 月額2万円
- (2) 2口かけた場合 月額4万円

4. 弔慰金

加入期間	金額（1口あたり）
1年以上5年未満	50,000円
5年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

5. 脱退一時金

加入期間	金額（1口あたり）
5年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

※3～5の金額については、平成20年4月1日以降に加入した場合のものです。それ以前に加入された方については、お問い合わせください。

6. 払込み期間

保護者が65歳に達し、かつ払込み開始より20年間納めるまでの期間